

港北区イコット通信 98号

編集・発行 港北区明るい選挙推進協議会 令和6年8月発行

明るい選挙推進協議会 定例会議を開催しました！

令和6年5月10日(金)に港北区明るい選挙推進協議会定例会議を開催しました。今年度も若年層の投票率アップのため、若者が興味・関心をもてる事業を展開します。11月の「ふるさと港北ふれあいまつり」にブース出展の予定ですので、その際はご協力をいただきますよう、お願いいたします。

令和6年度 年間活動計画

月 別	事 業 名
5月	定例会議
6月	メッセージカードコンテスト作品募集開始
8月	イコット通信発行（予定）
11月	ふるさと港北ふれあいまつり 市推進大会 推進研修会
1月	イコット通信発行（予定）
通年	将来の有権者向け啓発事業



定例会議の様子

今年度は予定されている選挙はありませんが、衆議院の解散により、突発的に選挙が実施される可能性があります。

その際は急なお願いをすることがあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

選挙の大切さを伝える メッセージを募集！

◆今年のポイント

- ① イラストのほか「作文」部門を新設
- ② 高校1・2年生の作品を18歳の年に返却

投票することへの期待感、自分の一票で叶えたい夢や希望など、思いのつまった作品をお待ちしています。



📢 対象年齢のご家族・お知り合いにぜひご紹介ください 📢

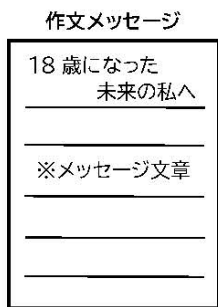
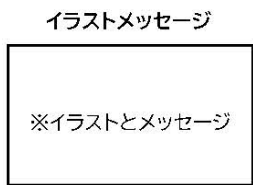
テーマ 「18歳になった未来の私へ」

投票に参加することの大切さを呼びかけたり、選挙に行きたくなるようなメッセージを、イラストや文章で、自由に表現してください。

対象 小学5・6年生、中学生、高校生
(港北区に在学または在住)

応募規定

- ◆ 郵便はがき、または同サイズの用紙(100×148mm)に書いてください。
- ◆ 下記のイラストと作文、どちらかの形式を選んでください。
- ◆ 紙は白色で、画材は絵の具・色鉛筆など自由です。
- ◆ 必ず自分でかいた、未発表の作品に限ります。
- ◆ 1人1作品とします。



- ※ 応募作品の返却は行いません。予めご了承ください。
- ※ 応募作品の著作権は主催者に帰属します。

応募締切 2024年9月13日(金)
当日消印有効

応募方法

【個人で応募する場合】
郵便はがき宛名面(裏面)に、下記の宛先とともに、
①氏名(ふりがな)、②郵便番号、③住所、④電話番号、
⑤学校名・学年を記入して応募してください。

【学校でまとめて応募する場合】
作品の裏面に、①氏名(ふりがな)、②学校名・学年を
記入して、学校用応募票と一緒に送ってください。

※応募作品公開の際は、氏名、学校名・学年について
公開します。

賞 イラストメッセージ、作文メッセージの各部門で
小学生、中学生、高校生ごとに表彰(計6部門)

- ◆ 金賞 各部門 1名 賞状、クオカード 5,000円分
- ◆ 銀賞 各部門 2名 賞状、クオカード 3,000円分
- ◆ 11月頃に港北区ホームページで選考結果を発表します。
- ◆ 入賞作品は明るい選挙の啓発事業において使用します。
- ◆ 1月以降に優秀な作品の展示会を開催する予定です。

審査員 当協議会の推進委員・参与

主催・宛先

©港北区ミスキー

港北区明るい選挙推進協議会
〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1
港北区役所総務課統計選挙係内
TEL : 045-540-2213

港北 メッセージ 検索

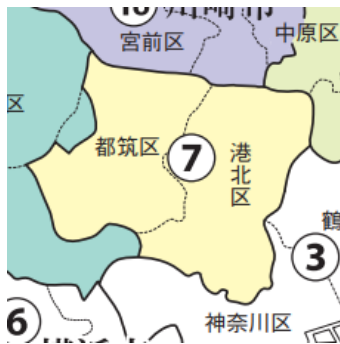


次回の衆議院議員総選挙から、新しい区割りで選挙が行われます。

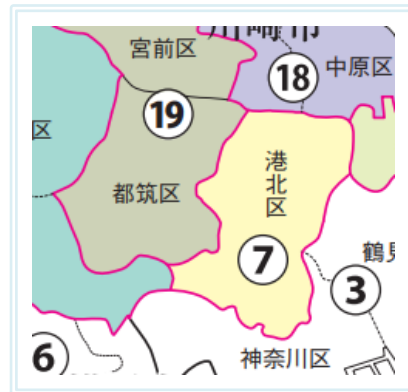
Q1 港北区の小選挙区は、神奈川何区？

港北区が属するのは「神奈川7区」で、区割りの変更があります。

【変更前】



【変更後】



選挙区	旧 区割り	新 区割り
神奈川7区	港北区、都筑区の一部	港北区

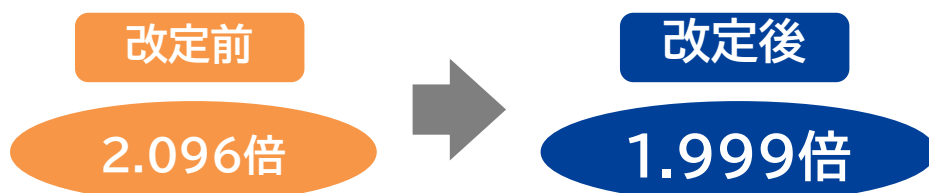
これまで神奈川7区は、港北区と都筑区(一部)が属していましたが、区割り変更後は港北区単独での選挙区となります。

Q2 なぜ区割りを変えるの？

いわゆる「一票の格差」を是正するため、衆議院の小選挙区の数に「10増10減」する改正公職選挙法が成立しました。

東京や神奈川など、人口の多い5の都県で10増える一方、宮城や新潟、広島など10の県で1つずつ、合わせて10減りました。

今回の区割り改定により、最大の一票の格差は**2倍未満**に改善されます。



(人口は令和2年国勢調査結果に基づく)

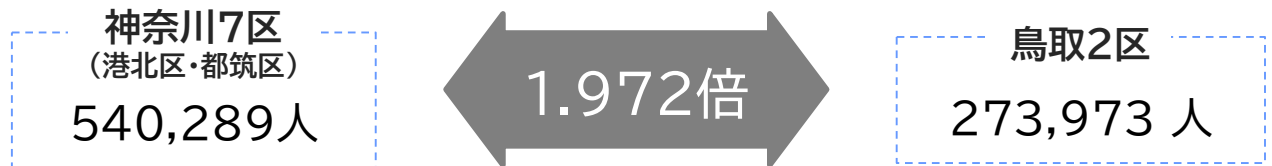
Q3 「一票の格差」とは何が問題なの？

法の下での平等に反する、ということです。

議員1人あたりの有権者数が少ない選挙区ほど、有権者1人の投じる一票の価値は大きくなり、逆に有権者数の多い選挙区ほど、一票の価値は小さくなります。これを、港北区の属する衆議院小選挙区でみてみましょう。

改定前

※数字は令和2年日本国民の人口(総務省)



上記の選挙区からそれぞれ代表者を1人選ぶとすると、神奈川7区における一票の価値は、鳥取2区の2分の1ということになります。

この一票の格差が2倍を超えると、裁判所が違憲状態の判決を出す傾向があります。

人口の多い選挙区でも、人口の少ない選挙区でも、当選議員は国会で同じ票数を持ち、同じように立法活動を行います。人口が少なくても人口の多い選挙区と同じ影響力を持つことができ、一票の価値が重い地域の意見が重く扱われることになります。

改定後

※数字は令和2年日本国民の人口(総務省)



今回の改定で、港北区の選挙区は不均衡が是正されることとなりますが、都市部への人口流入、地方の過疎化が進めば、問題の解決は難航します。

事務局から

今年度から担当になりました、高橋と申します。
暑い日々が続いておりますので、お気をつけてお過ごしください。
一年間、どうぞよろしくお願いいたします。

感想・ご意見は下記までご連絡ください

【編集・発行】港北区明るい選挙推進協議会 【事務局】港北区総務課統計選挙係
電話:045-540-2213 FAX:045-540-2209
メール:ko-toukeisenkyo@city.yokohama.jp